

平成 21 年（フ）第 7100 号
破産者 株式会社 S F C G

平成 25 年 9 月 9 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 1 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

平成 25 年 8 月 31 日時点の破産財団の預金残高は、37 億 1024 万 6515 円である。

2 収支の状況

前回報告（平成 25 年 2 月 1 日）以降、本年 8 月 31 日までの主な収支は、以下のとおりである。

(1) 収入

- ・国を被告とする否認請求事件（後記第 3 の 1）認容判決に基づく回収金 8 億 3786 万 9870 円（内、還付加算金 1 億 1692 万 0900 円）
- ・営業貸付金（不動産担保ローン）の回収金 11 億 7128 万 6644 円（内、11 億 0818 万 8630 円は、I O M A グループとの和解によって破産財団に帰属することが確認された債権からの回収金）

(2) 支出

- ・中間配当金 75 億 4277 万 8691 円

3 資産・負債（破産債権・財団債権）の状況

資産及び負債の状況は、【別表 1 財産目録】及び【別表 2 破産貸借対照表】記載のとおりである。

(1) 破産債権

平成 25 年 8 月 31 日時点における確定破産債権の総額は、3612 億 0864 万 9587 円である。他方、未確定破産債権の総額は 2476 万 7573 円である。

前回報告時に未確定であったアリゾナ・キャピタルの破産債権（査定申立額 122 億 1931 万 5857 円）は、平成 25 年 6 月 20 日、破産裁判所の許可を得て、同社との間で破産債権額及び別除権不足額を 85 億円とすることを合意し、同社との間の破産債権査定申立事件は、同年 7 月 9 日、取下げにより終了した。

(2) 財団債権

弁済未了の財団債権としては、① S F C G が再生手続開始後に弁済を受けた譲渡債権

にかかる回収金（約 3700 万円）、及び、②再生手続開始後に発生した顧客の過入金・誤入金（約 9900 万円）がある。②のうち、所在不明等の理由により送金できなかった分については供託手続を進め、これまでに 7996 万 8027 円の供託を完了した。

第2 中間配当の状況

1 中間配当の進捗状況

これまで、下表のとおり中間配当が進捗している。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第1回	32,492名	2%	7,226,901,126円	27,217名	7,155,315,713円
第2回	32,433名	3%	10,812,319,944円	25,283名	10,656,682,907円
第3回	32,404名	2%	7,206,418,586円	22,430名	7,050,211,305円

※ 債権放棄等の理由により第2回、第3回と配当対象者が減少している。

2 第1回及び第2回中間配当

第1回中間配当（配当率2%）については、2万7217名の債権者に対して、総額71億5531万5713円、第2回中間配当（配当率3%）については、2万5283名の債権者に対し、総額106億5668万2907円の配当を完了している。

配当未了であった債権者のうち、平成25年5月29日以降に振込送金依頼書を受領し、あるいは必要書類の不備が是正された債権者に対しては、第3回中間配当分とあわせて送金を行っている。

3 第3回中間配当

第3回中間配当（配当率2%）については、平成25年6月25日から配当金の送金を開始し、本年8月31日までに2万2430名の債権者に対し、総額70億5021万1305円の配当を完了した。

4 配当未了の状況

上記のとおり、過去3回の中間配当によって、配当率7%、合計248億6220万9925円の配当を実施したことになる。中間配当の回を重ねるにつれて、所在不明等の理由から配当できない債権者が増加している。第3回中間配当においても新たに配当未了案件が発生しており、追跡調査等を行って配当を実施したとしても、なお相当数を供託せざるを得ない見込みである。

過払債権の振込依頼書受領状況	件数	金額
第1回～第3回振込依頼書未受領	5,273名	238,214,109円
第2回及び第3回振込依頼書未受領	1,873名	88,565,765円
第3回のみ振込依頼書未受領	2,826名	52,677,921円
合計	9,972名	379,457,795円

第3 係属訴訟の結果

1 SFCGが行った納税保証に対する否認請求事件

破産管財人が国を被告として、①7億円余の還付金充当処分の取消し及び返還と、②3億円余の不当利得返還を求めた訴訟は、平成24年12月18日、東京地方裁判所民事第38部において、上記請求①を認容し、②を棄却する判決が言い渡されたが、国が同判決を不服として控訴したため、破産管財人も一部敗訴部分について附帯控訴した。

上記控訴事件は、東京高等裁判所第15民事部において審理され、平成25年5月8日弁論が終結し、同年7月18日、国の控訴を棄却し、破産管財人の附帯控訴のうち還付加算金に対する請求を一部認容する旨の判決が言い渡され、同判決は確定した。

これにより、国から破産管財人に対し、8億3786万9870円（内、還付加算金は1億1692万0900円）が返還された。

2 清和監査法人からの報酬金等請求訴訟

清和監査法人は、民事再生手続中にSFCGから清算貸借対照表等の作成業務を受託し、調査業務を行ったとして、破産管財人を被告として、主位的に業務委託契約に基づき、予備的に商法512条に基づき報酬金等2982万円の支払いを求める訴えを提起し、東京地方裁判所民事第45部において審理されていた。

平成24年1月の訴え提起から計12回の期日が開かれ、当事者が主張立証をほぼ尽した段階で、係属裁判所より和解勧告がなされた。業務委託契約締結についての監督委員の同意の有無は別にして、同監査法人が再生手続中に一定の業務行っていたことは事実であることから、破産管財人は破産裁判所の許可を得て、平成25年7月2日、原告に対して和解金500万円を支払う内容にて訴訟上の和解をした。

第4 貸付けに伴う担保の解除・抹消

1 根抵当権仮登記の抹消

前回までに報告しているとおり、これまでSFCG及びアセットファイナンス各社の根抵当権仮登記の設定状況について調査を行ってきた。その結果、抹消を要する仮登記が約2万7600件確認された。これらの仮登記については、今後も設定者の申し出があれば抹消書類を交付するほか、最終的には破産財団の負担により抹消手続を行うことを検討している。

2 その他の担保権の解除・抹消

上記の根抵当権仮登記以外にも、SFCGは債務者や物上保証人が保有する売掛金、ゴルフ会員権、株式、生命保険、自動車などに対して担保権の設定を受けていたところ、これらについても既に被担保債権が存在しないにもかかわらず、解除や抹消がなされていないものがあることが判明している。破産管財人の手元にある記録をもとに、引き続き各担保の実態把握に努め、解除や抹消手続を行うことを検討しているが、記録に不備のあるものも多く、またSFCGだけでなくアセットファイナンス名義のものも相当数含まれている。破産管財人としては、本件の特性から、これらについても破産財団から費用を支出して解除・抹消処理を行いたいと考えており、今後も順次作業を行っていく方針である。

第5 関係子会社の整理

既に報告したとおり、アセットファイナンス各社は、平成24年2月28日付で解散し清算手続を行っている。

前述のとおり、未だにアセットファイナンス名義の担保が多数存することから、これらの処理方針を決めた後、各社の清算を結了する。

第6 今後の進行について

換価未了の資産としては、残り少なくなってきたが、SFCGが譲渡担保権の設定を受けている不動産や、IOMAグループとの和解により破産財団への帰属が確定した不動産担保ローンなどがあり、これらについて換価処分を進めていく。また、配当については、配当ができない例が少なからず存在するため、これらについて供託を行う。そのほか、担保権解除など破産手続終結に懸案を残さないための付随業務を粛々と進める所存である。

以 上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	36,240,331,464	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,886,349	
営業貸付金	242,049,842,107	12,808,575,743	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	69,493,609	
法務保証金	382,188,000	551,069,264	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,000,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等 回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,522,920	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,520,920	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,769,471	
資産合計	317,587,777,743	36,417,854,384	

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCG
 破産管財人 瀬戸英雄

破産貸借対照表

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額＝ 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	361,208,649,587
2	買取手形	139,886,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	12,808,575,743	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	69,493,609			
5	法務保証金	551,069,264			
6	未収入金	2,484,537,747	※	[未確定破産債権]	24,767,573
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,000,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,769,471			
資産合計		36,417,854,384	負債合計		361,210,652,987 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破 産 者 大 島 健 伸

平成 25 年 9 月 9 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（ 1 1 ）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

2 収支の状況

前回報告（平成 25 年 2 月 18 日）以降、海外資産調査費用予納分（247,730 円）および破産申立予納金未返還分（7,170 円）の返還を受けた。

第 2 資産負債の状況

1 海外資産の調査

海外資産については、引き続き、諸外国の専門家の協力を得ながら調査を進めているが、調査の主要な点についての現状は以下のとおりである。

（1）ジャージ島における破産手続開始決定の承認手続の停止

TrustCorp 社の管理にかかる海外投資信託（ダイヤモンド及びアッティラ・トラスト。以下「本件投資信託」という。）の信託財産が平成 21 年 12 月期中に大幅に毀損した原因を解明し、また破産財団に属するその他の資産の存否につき調査するために、ジャージ島の裁判所において、本件破産手続開始決定の承認を求める申立てを行った。ところが、破産者の親族らが利害関係人として、この申立てに対して全面的に争う姿勢をみせ、異議を述べた。なお、破産者は、破産者の親族らの立場に立った宣誓書を証拠として提出している。

他方、破産者の親族らが経営するシグマ株式会社（旧 Q and Company 株式会社）は、TrustCorp 社清算人に対し、シグマ社が本件投資信託に譲渡担保権を設定しているとし、自らを受益権者とする登録名義の変更等を求めてケイマン諸島の裁判所に訴訟を提起した（以下「ケイマン・シグマ訴訟手続」という。）。

上記ジャージ島における承認手続の進行は、本件投資信託の受益権がシグマ社に帰属するか否かにより影響を受けることから、破産管財人、破産者、破産者の親族ら及び TrustCorp 社清算人は、まず本件投資信託の受益権がシグマ社に帰属するか否かを確定するため、ケイマン・シグマ訴訟手続の結論が出るまでの間、一旦、ジャージ島における上記承認手続を停止させることに合意した。

なお、ケイマン・シグマ訴訟手続は本件投資信託の受益権がシグマ社に帰属するか否かを決定する手続であり、仮にこれに勝訴したとしてもこれがそのまま破産財団の増殖につながるわけではなく、そのうえで破産管財人としては、ジャージ島に所在する TrustCorp 社の清算人に対して、本件投資信託に基づく償還金の請求をする必要がある。

(2) ケイマン・シグマ訴訟手続の進行

ケイマン・シグマ訴訟手続では、これまで本案審理前の手続が行われていたが、8月5日を以って同手続は終了し、今後、本案審理が開始される見込みである。

破産管財人としては、上記ケイマン・シグマ訴訟手続に利害関係人として参加し、シグマ社の主張する譲渡担保権の設定の経緯やその有効性について事実関係の解明を求めるとともに、TrustCorp 社その他の関連会社において、本件破産手続開始時点において破産財団に帰属すべき海外資産が管理されていた事実はないかを調査確認したいと考えている。

しかしながら、破産者の親族らは、TrustCorp 社清算人からの本案審理前の手続における情報開示の申し出にも反対の意を表明しているほか、ケイマン・シグマ訴訟手続自体を証拠開示手続に乏しい簡易な手続によって進行させようとするなど、海外資産の実態解明を阻もうとしている。

2 負債について

別紙「財産目録及び収支計算書」の「負債および支出の部」記載のとおりである。

破産債権については、現時点では配当の見込みが立っていないため、債権届出手続・債権調査手続ともに行われていない。

第3 民事再生手続における破産者の対応について

破産者が平成25年1月25日に東京地方裁判所に申し立てた民事再生手続は、調査命令に基づき、調査委員による調査が行われている。

調査委員は調査手続の中で、破産者に対し、海外資産の実態解明のために、下記1、2の事項についての開示と同3についての承諾を求めているが、破産者は未だ以下の事項を開示ないし承諾するに至っていない。

記

- 1 TrustCorp 社が受託、管理ないし運用をしている本件投資信託に関し、平成21年12月期中に多額の損失（約85億円）が発生したことの経緯等
- 2 本件投資信託以外の海外資産が破産手続開始決定時点で存在したか、それを現在も保有しているか、あるとすればその内容について
 - (1) ケイマン・シグマ訴訟手続における TrustCorp 社及びそのグループ会社の清算人の説明によれば、TrustCorp 社は、30を超える事業体を用いて破産者の資産管理を行っていたとのことであるので、その資産の明細などを明らかにすること
 - (2) TrustCorp 社及びそのグループ会社の清算人の説明によれば、破産者は TrustCorp 社以外が管理する事業体の受益所有権者とのことであるので、その資産の明細などを明らかにすること
- 3 TrustCorp 社清算人が破産管財人に対して情報を開示すること及びジャージ島の裁判所における承認手続に同意する旨の書面の作成に対する承諾

以上

平成21年(フ)第8200号、8588号

破産者 大島 健伸

破産管財人 瀬戸 英雄

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成25年9月9日

資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,149,777	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	84,678	0	外貨預金(863.19ドル)について平成25年8月30日終値(1ドル98.1円)で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company株)からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atilla Unit Trust	—	0	100%(前回までの計算書記載の割合は誤り)。但し、(株)シグマ(Q&Company株を吸収合併した破産者の親族が経営する会社)が譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
	Diamond Trust	—	0	88%。但し、(株)シグマが譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	(株)ゾディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発(株) 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発(株) 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,015	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み。
7	会員権	—	30,377,120	
	大和根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールドenspバニユーオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	その他	219,596	467,326	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	63,486	63,486	
	資産合計	66,656,338	109,099,705	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	86,643,508	129,086,875	

負債及び支出の部

番号	科目	負債・支出	備考
1	公租公課	129,700,100	平成21年度申告所得税 22,239,000円(本税) 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞税含む) 担保物件公允による充当額相当分の求償権が別途存する。
2	破産債権	額未定	
	管財事務費用	10,766,460	海外資産調査費用10,510,675円 記録謄写費用45,260円、桜ヶ丘カントリークラブ証券再発行手数料210,525円
	破産申立費用返還	20,069,040	振込手数料込み
	合計	30,835,500	

差引残高 金98,251,375円